

許可又は変更許可の別	許可
許可証番号	第1号
許可者	愛媛県公安委員会
特定自動運行実施者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）	伊予鉄バス株式会社 代表取締役 清水一郎
特定自動運行の経路	愛媛県松山市の伊予鉄道高浜線高浜駅と松山観光港の間（往復約1.6km）の区間
特定自動運行を行う日及び時間帯	終日の午前8時から午後10時までの間に（1時間毎に最大10便程度）、旅客路線バスを利用する者を運送する定期運行のほか、事前予約による不定期運行
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30mm/h以上の降雨、降雪がないこと ・ 周辺の歩行者等の検知に影響の出る濃霧等でないこと
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造前提となる道路の構造はない。 ○ 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行ルートは他の車両の通行量がそれほど多くなく、また同ルートは40km/hの速度制限が設けられているところ、自動運転バスは規制速度に近い速度で走行するため、他の車両に及ぼす影響は少ない。 ・ 特定自動運行が終了した場合、車内の特定自動運行主任者が直ちに手動運転等の措置を講じることから、他の交通に及ぼす影響は少ない。
許可年月日	令和6年12月18日
備考	<p>道路交通法第75条の13第2項に基づく意見聴取の結果</p> <p>別紙のとおり</p>

別 紙

○ 道路交通法第 75 条の 13 第 2 項に基づく意見聴取の結果

1 第 1 号関係（国土交通省 四国運輸局長）

一の一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

2 第 2 号関係（松山市長）

特定自動運行の実施を予定する「観光港連絡バス路線」は、松山市の海の玄関口である松山観光港と高浜駅を繋ぎ、住民の生活の足に加え、観光客の移動手段として重要な役割を果たしている。

そうしたバス路線への自動運転技術の導入は、路線バスの運転手不足や、生活の足である生活バス路線の維持・確保という地域課題の解決のほか、自動運転技術の社会的受容性の醸成につながり、将来の自動運転バスによる移動サービスの拡充等といった住民の福祉の向上も期待できる。

さらに、子どもが先端技術に触れる機会の充実・強化につながり、次世代の担い手教育にも多大に寄与するものと考えられる。